

平成 29 年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会
3 R 普及促進事業に係る委託先の公募について

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）首脳会議に所属する九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会（以下「委託者」という。）では、廃棄物の減量化・再資源化を進めるため、「3 R 普及促進事業」を実施しており、今年度は食品ロス削減を促進するための事業を実施する。

については、平成 29 年度の本事業の円滑かつ効率的な実施のため、企画及び実施に係る委託先を次のとおり募集する。

1 事業名

平成 29 年度 九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会 3 R 普及促進事業

2 目的

日本全体で年間約 621 万トン発生すると推計（農水省平成 26 年度）されている食品ロスを削減するため、外食事業者等との連携により店舗及び家庭における「食べ切り」の促進を図るとともに、食品ロス削減の必要性や具体的な取組方法を九都県市域内等の住民に広く普及啓発することを目的とする。

3 普及啓発の対象

九都県市域内住民等

4 契約期間

契約締結日から平成 30 年 1 月 31 日（水）まで

5 事業内容

（1）フォトコンテスト

実施期間 平成 29 年 10 月 1 日（日）から 10 月 31 日（火）まで

- ・ 協力事業者 5 社（賞品提供は 4 社を予定）との協働で実施する。
- ・ 「こども」「家族」「友人」の 3 部門を設ける。
- ・ 応募者は、食事を残さず食べ切った後の空になった食器と笑顔を写した写真を、専用応募サイトにて任意の部門に投稿する。
- ・ 作品の審査を行い、協力事業者店舗内で撮影した作品の入賞者には、当該協力事業者から各店で使用可能な食事券を、協力事業者店舗外で撮影した作品の入賞者には、委託者から広域で使用可能な食事券をそれぞれ贈呈する。入賞作品数は、次の表のとおりとする。

撮影場所	協力事業者店舗内												左以外		
	a 社			b 社			c 社			d 社			九都県市		
賞品提供	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
各部門	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
ポスター使用	1			1			1			1			1		

協力事業者ごとに、各店舗内で撮られた写真から各部門3点ずつと普及啓発ポスターに用いる作品1点の、計10点を入賞とする。協力事業者店舗外の作品についても同様に、計10点を入賞とし、協力事業者が4社の場合、合計50点を入賞とする。

- ・ 応募作品はJPG形式、容量は5MB以内を想定する。
- ・ 卓上ポップ等キャンペーン用啓発ツールを作成し、協力事業者等へ配布、店内に掲示し参加促進につなげる。九都県市ウェブサイト等で情報発信する。
- ・ キャンペーンを実施する月、実施しない月の廃棄物量データから効果比較する。

(2) 普及啓発ポスター

フォトコンテスト入賞作品を活用したポスターの作成、掲示により食品ロス削減の普及啓発を図る。

- ・ 掲示期間 平成30年1月～
- ・ 掲示場所 委託者の指示する九都県市域内公共施設及び協力事業者の希望店舗

(3) その他、九都県市ウェブサイト等による事業の情報発信等

6 委託内容

上記「2 目的」及び「5 事業内容」を十分に踏まえ、委託者の指示に基づき、以下の業務を行う。

(1) ウェブサイトの作成及び運営

下記のコンテンツを含んだウェブサイトを作成する。また、サイト運営に関わる業務（下記イの応募の集計、バックアップ、異常発生時の復旧等）を行う。

ア 食品ロスの現状並びにその削減の必要性及び具体的な取組方法を提示する内容

イ フォトコンテスト

- ・ 事業内容
- ・ 作品募集に係る作品応募フォーム、応募要領等
PC、スマートフォンに対応するものであること。
- ・ 入選作品紹介（キャンペーン前は平成28年度分、キャンペーン後は平成29年度分に更新する）

ウ 各種リンク

- ・ 協力事業者及び官公庁の食品ロス削減に関するウェブサイト
- ・ 九都県市ウェブサイト

エ その他、委託者と受託者が合意した事項

九都県市ウェブサイトと連携して支障がない仕様とし、それぞれのページやサイト内の回遊性を高めること。いずれも、アクセシビリティ基準（JIS X 8341-3:2010 の達成等級 AA）に準拠すること。

DVD-ROM等メディアに記録して納品すること。

参考：契約時点の「3R普及促進事業」ウェブサイト

<http://www.tabekirigenman.jp/>

(2) フォトコンテストの実施

- ア 入賞作品の審査基準及び選出方法を定める。
- イ 応募データを部門ごとに集計し、上記アに基づき作品の審査を行う。入賞作品数は、協力事業者ごとに、各部門につき3点ずつの計9点と普及啓発ポスターに用いる作品1点(部門不問)の計10点を選出する。協力事業者店舗外の作品についても同様とする。
- ウ 委託者提供分の賞品(広域で使用可能な5,000円分の食事券10点)の購入及び管理
- エ 全ての入選者(50名)に賞品を発送する。送料及び委託者提供分の賞品の準備費用は事業予算に含めるものとする。

(3) 各種広報活動に関する業務(啓発ツールデザインを含む)

受託者の企画提案に基づき広報活動業務を行う。詳細は委託者と受託者が協議の上、決定する。デザインは印刷用原稿等目的に合わせ利用できる状態まで完成させた電子データを、DVD-ROM等メディアに記録して納品する。

(4) 事業報告書の作成

事業終了後、本事業の実施結果に係るデータ(フォトコンテストの応募数、アンケートの回答・意見、ウェブサイトへのアクセス数、効果測定に用いる廃棄物量データ等)を収集分析の上、報告書に取りまとめ、次のとおり紙媒体及び電子媒体にて平成30年1月中旬までに委託者及び協力事業者宛に送付すること。

- ア 事業報告書 A4判 10部
- イ 事業報告書本文の電子媒体記録物 1セット
- ウ その他関係資料 1式

7 企画提案内容

「6 委託内容」を十分に踏まえ、以下の業務について企画提案をすること。

なお、今年度の事業テーマ(キーワード)を、キャンペーンに参加することを通じて、域内住民等が食品ロス削減の必要性や具体的な取組方法を知ることとし、以下の広報手法や啓発ツール制作等に反映させること。

(1) 食品ロス削減を意識した行動を促すための広報手法

雑誌広告、ウェブ広告及びSNS広告を用いること。

なお、これ以外に必要な広報媒体については併せて活用して差し支えない。また、公共交通機関を用いた広告を提案する際は、掲出料金を行政対応価格で見込むこと。

(2) 啓発ツールのデザイン

下記の目的で使用する啓発ツールのデザイン及び作成

ア フォトコンテスト告知用ツール

(応募方法、実施期間、優秀作品に対する賞品、QRコード等の情報を掲載)

- ・ポスター
仕様：カラー片面刷り A 2 判縦又は B 2 判縦用
 - ・卓上ポップ
仕様：カラー両面刷り B 5 判横用（パウチして卓上・メニュー立てに設置）
カラー三角ポップ（テーブルテント）
 - ・その他、本キャンペーン実施に効果的なツール及びデザイン
- イ 食品ロス削減普及啓発ツール
- ・ポスター
仕様：カラー片面刷り A 2 判縦又は B 2 判縦用
フォトコンテスト入賞作品 5 点の使用を想定したデザインとする。
 - ・その他、食品ロス削減の呼びかけに効果的なツール及びデザイン（任意）

(3) フォトコンテスト応募作品の審査基準及び入賞作品の選出方法

食品ロス削減普及啓発にあたり、広い住民層に対して訴求できること及び啓発ポスターへの使用に耐える作品を選出する。

8 事業予算

800 万円（消費税込み）を上限とする。

9 応募要領

(1) 応募資格

次の条件を満たす企業もしくは団体（法人）とする。

- ア 本事業に関するノウハウを有し、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。又はこれらを調達することができること。
- イ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ウ 複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業間の責任と役割が明確に示されていること。
また、事業の一部を外注や再委託する場合は、外注先や再委託先との責任と役割が明確に示されており、かつ、事業を適切に遂行できる企業等を選定していること。
- エ 本事業の実施にあたって、委託者等との連絡調整や打合せに迅速かつ適切に対応できること。
- オ 行政関係機関等において、補助金交付等の停止及び指名停止等の処分を受けていないこと。

(2) 応募期間

平成 29 年 6 月 12 日（月）～ 6 月 19 日（月）正午

(3) 応募方法

応募期間内に下記連絡先までいずれかの方法により連絡し、「(4) 企画提案説明会」に参加する。

【連絡先】

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局（相模原市資源循環推進課）

電 話：042-769-8334

F A X：042-769-4445

E-mail：shigenjunkan@city.sagamihara.kanagawa.jp

担 当：近藤、大沼

（４）企画提案説明会

日時：平成 29 年 6 月 20 日（火）午前 9 時 30 分～

場所：相模原市役所 会議室棟 1 階第 1 会議室

相模原市中央区中央 2 - 11 - 15

（５）提出書類

提出部数は 11 部とし、原則として様式は A 4 サイズ横版の書面で提出すること。

表紙に記載する会社名は 1 部のみ記入し、残りの 10 部については、委託者が別途指定する「管理用アルファベット」とすること。また、添付資料に会社名が記載される場合についても同様とする。

ア 企画概要書

企画提案書の内容を簡潔に 1 枚にまとめたもの

イ 企画提案書

- ・ 企画の趣旨、具体的な事業内容
- ・ 事業実施体制（組織体制、実施責任者、担当者）
- ・ 経費見積書

経費区分（人件費、事業費、一般管理費、消費税及び地方消費税の総額）ごとに、所要経費を積算すること（各経費の算出根拠も併せて明記）

- ・ 窓口担当者の氏名、電話番号、ファックス番号、メールアドレス

ウ 添付書類

- ・ 提案者の概要説明書（パンフレット可）
- ・ 事業実績説明書（類似事業実績、自治体委託業務実績及び九都県市委託業務実績を年度、件名、内容などを簡潔にまとめたもの）
- ・ その他

（６）提出期限

平成 29 年 7 月 11 日（火）正午 必着

（７）提出方法

提出先まで持参、郵便又は宅配便等で送付する。メール、ファックスによる提出は不可とする。

（８）提出先

〒252-5277 相模原市中央区中央 2 - 11 - 15

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局
(相模原市資源循環推進課)
電話 042-769-8334

10 委託先の選定及び委託契約の締結

(1) 審査方法

公募締め切り後、提案者からの提出書類により、審査を実施する。

委託先の選定は、企画提案書の内容、事業実施能力等を総合的に判断して選定する。

なお、全ての審査を終了し、採用企画案が決定するまでは、審査委員に提案者名を公表しない。

また、審査経過等に関する問合せには応じない。

(2) 審査基準

ア 事業内容【重点】

コンセプト、構成、効果など事業の目的や効果を的確に理解し、域内住民等に対してPRできる手法を採用しているか

イ 実現性、確実性

確実に実施できる事業規模、実施体制、スケジュールであるか

ウ 独創性

独自の視点、創造的なアイデアが盛り込まれた企画となっているか

(3) 審査結果の連絡

選定後、提案者には採択通知、不採択通知を行う。

(4) 契約の締結

採択後は、委託者と本事業に係る委託契約締結の手続きを行う。

なお、諸般の事情により、企画書の内容について、締結前に一部変更を求めることがある。

11 その他

(1) 著作権等

ア 本事業に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

イ ウェブサイト、啓発ツールのデザイン、標語等は平成30年度以降も九都県市が利用できる権利を有するものとする。

(2) 費用の負担

企画書作成に生じた経費等、応募に関する費用はすべて提案者の負担とする。

(3) 応募書類の取り扱い

提出された書類は、本目的以外には使用しない。なお、提案者へ返却しない。

(4) 本事業に関する質問等

不明な点は6月22日(木)正午までに電話又はメールで問い合わせること。

回答は、6月23日(金)午後5時までに提案者全員へ質問内容と併せてメールで送付する。

12 本件に関する問合せ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局

(相模原市環境経済局資源循環部資源循環推進課)

電話：042-769-8334

E-mail：shigenjunkan@city.sagamihara.kanagawa.jp

担当：近藤、大沼